

# 明治大学校友会会則

**第一章 総則**

第1条 本会は、明治大学校友会を目的とする。

第2条 本会は、学校法人明治大学(以下「大学」といふ。)を賛助し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、本部(本部)及び地域支部(支部)を置く。

第4条 本会は、本部を本部に置き、各都道府県に支部を置く。また、支部の下部組織として、当該支部の地域内に、地域支部を置くことができる。

第5条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第6条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第7条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第8条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第9条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第10条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第11条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第12条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第13条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第14条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第15条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第16条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第17条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第18条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第19条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第20条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第21条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第22条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第23条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第24条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第25条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第26条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第27条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第28条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第29条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第30条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第31条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第32条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第33条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

第34条 本会は、第2条の目的達成のために必要な事業を営む。

